



安全講習会について

費用

- 無 料

対 象

- フォークリフト免許の取得者ならびに管理者
- 他社製品をお使いの方でも受講可能

受講人数

- おひとり様からでも受講可能

免許や講習を通して

「安全」のための知識をアップデート!

フォークリフトの運転は敷地内であっても フォークリフト運転技能者の資格が必要となります

自動車は、交通がない閉じられた私有地などであれば運転免許が不要ですが、これは道路交通法に基づく自動車の運転条件です。フォークリフトの運転条件は、労働安全衛生法に基づき以下のように定められています。

運転技能講習を修了すること(労働安全衛生法第61条)
最大荷重1トン以上のフォークリフトを運転するには都道府県の労働局長の免許を受けたもの、又は登録を受けた教習機関が行う運転技能講習を修了したものでなければならない。

道路交通法と労働安全衛生法は別の法律ですので、私有地でしか運転しなくても運転技能講習を修了しなければ、フォークリフトを動かすことはできません。新入社員や異動で新たにフォークリフトのオペレーターとなった方は、必ず運転技能講習を受講・修了しましょう。

安全講習の目的

フォークリフトによる事故の原因のほとんどが、誤った操作や、慣れからくる不注意によるものです。「無理」や「油断」が思わぬ事故を招いています。正しい操作方法を守り、ほんの少しの気配りをするだけで、事故の発生を予防することができます。

これからフォークリフトを使い始める初心者の方はもちろん、操作に慣れたベテランの方も、もう一度「安全」に関しての知識を確認し、事故ゼロを目指してください。

動画つき! プチ安全講習

フォークリフト等の産業車両には、労働安全衛生法第45条により、定期自主検査が義務付けられています。また、労働安全衛生規則第151条の25には、作業開始前点検(始業前点検)を実施しなければならないと定められています。ビデオを参考に点検を行い、フォークリフトを常時万全に保つよう心がけましょう。



<https://youtu.be/4onqGTUzecc>



ホームページでは安全講習の様子を動画で紹介しています!



<https://youtu.be/ynB9h2DSvrU>



トヨタエルアンドエフ宮崎株式会社

エルエフ 宮崎 検索

<https://www.lf-miyazaki.com>



電話でのお問い合わせ

平日 8:30 ~ 17:10 (日祝日定休)

0985-39-5115

担当
連絡先